

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

出席議員	2
<a href="#">第 1 会議録署名議員の指名</a>	5
<a href="#">第 2 会期の決定</a>	5
<a href="#">第 3 報告第 7号 専決処分の報告について</a>	8
<a href="#">第 4 議案第36号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算</a>	8
<a href="#">第 5 議案第37号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算</a>	8
<a href="#">第 6 議案第38号 工事請負契約の締結について</a>	9
<a href="#">第 7 議案第39号 工事請負契約の締結について</a>	10
<a href="#">第 8 議案第40号 工事請負契約の締結について</a>	10
<a href="#">第 9 議案第41号 工事請負契約の締結について</a>	11
<a href="#">第10 請願第 1号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し 処罰する法律の制定を求める請願書</a>	11
<a href="#">追加日程第1 発議第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める 意見書（案）</a>	15

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成27年7月利府町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	安田知己君	2番	木村範雄君
3番	土村秀俊君	4番	吉岡伸二郎君
5番	高久時男君	6番	西澤文久君
7番	後藤哲君	8番	阿部まさ子君
9番	鈴木忠美君	10番	吉田裕哉君
11番	永野渉君	12番	羽川喜富君
14番	伊勢英昭君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	櫻井正人君
18番	郷右近隆夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	堀越秀一君
政策課長	折笠浩幸君
財務課長	小山田春彦君
財務課財政経営班長	鈴木真由美君
財務課管財契約班長	郷右近啓一君
税務課長	高橋徳光君
収納対策室長	石川洋志君
町民課長	庄司幾子君
町民課保険年金班長	伊藤香君
生活安全課長	村田政文君
保健福祉課長	菅井百合子君

平成27年7月臨時会会議録（7月29日水曜日分）

保健福祉課長寿介護班長	嶋 正 美 君
子ども支援課長	櫻 井 やえ子 君
都市整備課長	櫻 井 昭 彦 君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊 藤 智 君
上下水道課長	阿 部 義 弘 君
震災復興推進室長	大 友 義 一 君
震災復興推進室事業推進第一班長	近 江 信 治 君
震災復興推進室事業推進第二班長	鈴 木 喜 勝 君
生涯学習課長	高 橋 三喜夫 君
会計管理者兼会計室長	大 友 政 一 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	松 尾 隆 治 君
教育総務課長	小 幡 純 一 君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴 木 正 敏 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 善 男 君
主 任 主 査	櫻 井 涉 君
主 事	竹 内 春 菜 君

---

議 事 日 程 （第1日）

平成27年7月29日（水曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 7号 専決処分の報告について
- 第 4 議案第36号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 5 議案第37号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第38号 工事請負契約の締結について

- 第 7 議案第39号 工事請負契約の締結について
  - 第 8 議案第40号 工事請負契約の締結について
  - 第 9 議案第41号 工事請負契約の締結について
  - 第10 請願第 1号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

追加日程第1 発議第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

午前10時00分 開 会

○議長（郷右近隆夫君） 定刻でございます。

ただいまから、平成27年7月利府町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

議事に入る前に、本臨時会までに提出されている陳情1件について、別添陳情文書表のとおり報告いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（郷右近隆夫君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、利府町議会会議規則第110条の規定により、11番永野 渉君、12番羽川喜富君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（郷右近隆夫君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

また、本議会はクールビズで行っております。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

#### 提案理由の説明

○議長（郷右近隆夫君） お諮りします。日程第3、報告第7号から日程第9、議案第41号まで、議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受け、案件ごとに討論、採決を行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、報告第7号から日程第

9、議案第41号まで、議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受け、案件ごとに討論、採決を行うことに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 改めて、おはようございます。

議員各位におかれましては、連日の猛暑の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本臨時会に提案いたしております報告1件、議案6件について、順次御説明申し上げます。

初めに、報告第7号専決処分の報告についてでございますが、ことしの3月31日午後5時30分ごろ、花園3号公園内に設置されております記念碑の化粧ブロックが落下し、公園利用者がけがをした事故について、町の負担割合が10割の内容で相手方と示談が成立したために、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第2項の規定によって議会に報告するものでございます。なお、この損害賠償につきましては、賠償補償保険により全額補填されております。

次に、議案第36号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,066万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を34億1,187万7,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思いますが、平成26年度退職者医療療養給付費等交付金に返還金が生じたことに伴いまして補正するものでございます。

次に、議案第37号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に146万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を18億1,765万2,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。平成26年度社会保険診療報酬支払基金交付金に返還金が生じたことに伴いまして補正するものでございます。

次に、議案第38号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は館山公園につながる町道館ヶ沢線の道路の幅員を、車両が安全にすれ違えるように現況の3メートルから5メートルに拡幅するものでございます。工事の主な内容といたしましては、道路拡幅に伴う館公園北側のり面への擁壁の設置、盛り土工、排水構造物の設置などで、施工延長は811メートルでございます。

なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行し落札者を決定しております。主な入札参加条件は、宮城県内に本店、支店等を有していること。また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級は、土木工事の総合評価値が850点以上1,300点未満のBクラスの業者としております。

次に、議案第39号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は砂押川に設置した大友堰の機能が老朽化に伴いまして著しく低下したことから、送油管やシリンダーの補修を含め、ゲートの全面改修を行うものでございます。工事の主な内容といたしましては、幅23.7メートル高さ1.7メートルの堰用の扉を製作し設置するものでございます。

なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行し落札者を決定しております。なお、入札参加条件は、宮城県内に本店、支店等を有していること。また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級は、鋼構造工事の総合評価値が700点以上のA及びBクラスの業者といたしております。

次に、議案第40号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は須賀地区の排水機能を強化するため、復興交付金事業として雨水排水用のポンプを3カ所、計6台を設置するものでございます。

なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行いたしまして落札者を決定しております。主な入札参加条件は、宮城県内に本店、支店等を有していること。また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級は、設備工事の総合評価値が700点以上のA及びBクラスの業者としております。

次に、議案第41号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は議案第40号と同様に、須賀地区の排水機能を強化するために避難路整備事業等に合わせまして導水管を整備するものでございます。工事の主な内容といたしましては、施工延長222.2メートル、うち開削による施工が困難である23.5メートルにつきましては、推進工法により導水管を整備するものでございます。

なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行して落札者を決定しております。主な入札参加条件は、宮城県内に本店、支店等を有していること。また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級は、土木工事の総合評価値が850点以上のA及びBクラスの業者といたしております。

以上が、本臨時会に提案いたしております報告1件、議案6件でございますので、慎重審議

を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第3、報告第7号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号専決処分の報告についての報告を終わります。

---

日程第4 議案第36号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（郷右近隆夫君） 日程第4、議案第36号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第36号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第37号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（郷右近隆夫君） 日程第5、議案第37号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を

議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第37号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第6、**議案第38号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第38号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第7、**議案第39号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第39号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第8、**議案第40号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第40号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第9、**議案第41号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第41号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 請願第1号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律  
の制定を求める請願書

○議長（郷右近隆夫君） 日程第10、**請願第1号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書**を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、伊勢英昭委員長。報告願います。

○教育民生常任委員長（伊勢英昭君） 平成27年7月29日。利府町議会議長郷右近隆夫殿。教育民生常任委員長伊勢英昭。

委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果の順に読み上げます。

請願第1号。平成27年6月12日。人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律

の制定を求める請願書。採択すべきもの。

委員会の意見概要。

賛成意見。

ここ数年、心ない言葉で人を差別するヘイトスピーチのデモがエスカレートし、常軌を逸した言動は、まさにヘイトクライム（人種的憎悪に基づく犯罪）そのものである。人種差別は、人間の尊厳や権利を脅かすばかりでなく、文化・教育の面でも悪影響を及ぼすものである。また、憲法では「基本的人権」とともに「表現の自由」も保障されているが、人権侵害に当たる言動は「表現の自由」の枠を超えている。

国際連合自由権規約人権委員会では、国際社会における人種差別撤廃に向け努力しているところであり、日本に対し差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告もあった。

請願に不適切な表現が一部含まれているものの、要旨は「外国人の人権尊重」であり、人種差別に起因するヘイトスピーチの根絶であることを踏まえ、請願採択に賛成する。

結論。

採決の結果、賛成多数で委員会の審査結果は採択となった。

以上でございます。

- 議長（郷右近隆夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。初めに、原案に反対者の発言を許します。5番高久時男君。

- 5番（高久時男君） 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書の採択に、反対の立場で討論させていただきます。

確かに、特定の国籍や人種に対するヘイトスピーチに対し、その行為を根絶したいという請願の趣旨には賛同するものでありますが、その請願で求めているところの処罰する法律の制定については、日本国憲法第21条「集会、結社及び表現の自由」に抵触するおそれがあります。

我が国も国連の人種差別撤廃条約の締結国であります。請願内容③にありますように、4条の（a）と（b）については、その批准を留保しております。4条の（a）と（b）とは、人種的優越または憎悪に基づくあらゆる思想の流布、人種差別の扇動等について、処罰立法措

置を義務づけるものであります。

これらはさまざまな場面におけるさまざまな対応の行為を含む非常に広い概念であり、その全てを刑罰法規をもって規制することについては、憲法の保障する集会、結社、表現の自由等を不当に制約することにならないか。文明評論、政治評論等の正当な言論を不当に萎縮させることにならないか。また、これらの概念を刑罰法規の構成要件として用いることについては、刑罰の対象となる行為とそうでないものとの境界がはっきりせず、刑罰法定主義に反することにならないかなど、極めて慎重に検討する必要があります。

この4条の定める刑罰立法義務を不足なく履行することは、以上の諸点等に照らし、憲法上の問題が生じるおそれがあり、このため、我が国としては憲法と抵触しない限度において第4条の義務を履行することを留保したものであります。この4条については、日本のほか、米国及びスイスが留保しており、英国、フランス等が解釈宣言を行っております。

また、請願内容②で「人種差別撤廃条約第2条の1項及び同条項の（b）、（d）並びに4条（c）に基づき、人種差別を助長し扇動する団体に対しては、貴自治体内でのデモ、集会並びに公共施設の使用許可を出さないようにしてください」とありますが、第2条1項には「人種差別を非難し、人種差別を撤廃する政策及び人種間の理解を促進する政策を遅滞なくとることを約する」とあります。

このため、（b）「各締約国は、人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する」、（d）「各締約国は、適当な方法により、人種差別を禁止し、終了させる」、また4条の（c）は、「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと」となっております。

大変もったいなことではありますが、そもそも地方公共団体が人種差別の後援や擁護、支持をするわけがありません。これらを根拠に、利府町内でのデモ、集会、公共施設の使用の制限を求めています。憲法第21条に抵触するおそれがあるとともに、公共施設の使用制限に至っては基本的人権の制限となり、法のもとの平等の精神に反する行為であります。人種差別の禁止を求めている請願者が逆に差別を要求するおかしい請願となっております。

我が国では、現行法上、名誉毀損や侮辱等、具体的な公益侵害またはその侵害の危険性のある行為は処罰の対象となっております。請願趣旨の③にありますように、京都朝鮮人学校小学部に対する在特会のヘイトスピーチは、昨年12月に最高裁判所で最終判決が出ており、民事で1,226万円の賠償命令、刑事罰として首謀者4人に禁錮刑が科せられております。我が国の司法

は機能しており、現行法上においてしっかりとヘイトスピーチに対し処罰を行っております。現行法を厳格に運用すれば、新たな立法措置を行わなくても処罰は可能であります。

また、我々地方に住む人間には、ヘイトスピーチがどのような頻度でどこで行われているか、全体を把握することは困難であります。警察庁に確認をとりましたが、右派によるヘイトスピーチは定義がなく、統計はとっていないとの説明でした。2013年9月以降、新大久保等のヘイトスピーチは社会的反発を受け事実上できなくなっており、在特会の活動は慰安婦問題、パチンコ利権、脱原発、アイヌ利権などに移っているとの情報もあります。

このような状況の中、菅官房長官は、公明党の要請を受け実態調査を行うことを発表いたしました。確かにヘイトスピーチはあり、反社会的な活動ではありますが、その活動実態が正確に把握できない中で憲法第21条に抵触するおそれがあり、現行法で既に処罰されている現状を踏まえ、この請願の採択に反対するものであります。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番西澤文久君。

○6番（西澤文久君） 請願賛成の立場から討論いたします。

近年、心ないまたは人権的憎悪による言葉で人を差別するヘイトスピーチがエスカレートし、常軌を逸した言葉、デモ等はまさにヘイトクライムそのもので、人種差別は人間の尊厳や権利を脅かすものです。

日本国憲法では「基本的人権」とともに「表現の自由」が保障されておりますが、人権を侵害する言動は「表現の自由」の枠を超え、まさしくヘイトクライム、いわゆる人種的憎悪に基づく犯罪そのものであります。

本請願の要旨は「外国人の基本的人権の尊重」であり、人種差別に起因するヘイトスピーチの根絶であります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。当町においても、サッカー競技の会場の一つとして、さらには東日本大震災以降の復興の姿を発信する会場となりますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことになりかねません。

したがいまして、ヘイトスピーチの根絶は急務であることから、本請願を本町議会で採択し、意見書として国に強く要望すべきであります。

なお、請願の中には、団体活動への制限については憲法第21条に抵触するおそれがあること、留保撤回についてはさまざまな対応の行為を含む非常に広い概念であることから、慎重

であるべきことを付して、本請願採択の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、請願第1号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書の請願要請を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第1号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（郷右近隆夫君） 起立多数です。したがって、請願第1号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書の件は、委員長の報告のとおり採択されました。

ここで暫時休憩をします。再開は10時45分とします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

追加日程第1 発議第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

○議長（郷右近隆夫君） **追加日程第1、発議第1号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）**を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。3番土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） それでは、発議第1号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）を提出します。

平成27年7月29日。利府町議会議長郷右近隆夫殿。提出者は、私土村秀俊以下、6名の議会

運営委員会の議員の皆さんでございます。

提出の理由であります。読み上げます。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を標的とした差別と憎悪をあおるヘイトスピーチデモが全国各地で行われ、大きな社会問題となっています。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、諸外国では法規制が行われています。また、人種差別や民族差別的行為の放置は、国際社会における我が国への尊敬と信頼を失墜させるものとなります。

このようなことから、国に対して、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書を提出するものです。

次に、裏です。ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）についてです。この文章も、最初の17行については、今読み上げた提出の理由について詳しく述べられてあるものでありますので、ここの朗読はちょっと省略します。

最後の3行ですけれども、これが国に要望する内容についてであります。読み上げます。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

土村議員、お戻りください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。初めに、反対討論の方。5番高久時男君。

○5番（高久時男君） 意見書についてなんですが、大枠は賛成いたしたいと思いますが、この「法整備を含む」となっておりますね、法整備。

先ほど申しましたように、この法整備の中では憲法第21条「集会、結社及び表現の自由」に抵触するおそれがあります。表現の自由、これは最大我が国で尊重しなければいけない民主主義の根幹であると思います。これに抵触する可能性のある立法を提案するというのは、我

が国の民主主義に対する挑戦であると思いますし、先ほど述べたように、このヘイトスピーチに関しては、現行法上、既に処罰の対象となっております。

そういったことも踏まえまして、この「法整備」についてはカットしていただけるのであればカットしていただきたいと思います。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 次に、賛成討論ありませんか。6番西澤文久君。

○6番（西澤文久君） 初めに討論いたしましたので、賛成といたします。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） ほかに討論ありませんか。反対の討論、10番吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） ちょっと追加で反対討論をしたいと思いますが、こちらの意見書につきまして先週に行われた議会運営委員会でも申し述べたんですが、請願の内容としまして3点ある中で、1項目だけしか、意見書の提出ということだけしかかなえようとしておりません。

本来であれば、請願を採択したのであれば、3項目めの条約の留保の撤回も意見書として働きかけることが必要でありますし、そういった請願内容の2番目と3番目、公共施設の使用許可を出さないことと留保の撤回を働きかけることをしないのであれば、本来請願を採択するのではなく一部採択や趣旨採択と、採択とは異なります。その中の一部だけ、趣旨だけを採択するという形にしてこの意見書を出すことが望ましいと考えますし、議会の請願と意見書の関係、議会のあり方として、この意見書の提出は足りないものであるということがありますので、ヘイトスピーチ規制法にも反対なんですけれども、この出し方ということについても反対なので、反対です。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、発議第1号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（郷右近隆夫君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本案意見書は、議長において関係各大臣に送付します。

○議長（郷右近隆夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年7月利府町議会臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午前10時53分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年7月29日

議 長

署名議員

署名議員